

2025 年 3 月吉日

松並青葉町内会
会員各位

松並青葉東町内会

生活道路のルールについて

平素は町内会活動へのご協力ならびに町内の良好な環境維持にご協力いただき、誠にありがとうございます。

間もなく新生活が始まる季節になり皆さんの行動も変わることかと思われます。このことからあらためて下記のことをお伝えします。

【生活道路の通行について】

今後、道交法の改正により、センターラインの無い 5.5m以下の道路は法定速度が 30km になります。また、当町内会はこどもがとても多いです。

- ・町内会内を通行する際は、スピードを出さずに通行すること。
- ・特に家の前は「こどもが飛び出す」かもしれないことに注意すること。

【「道路は危険なところ」を伝えてください】

道路は様々なものが通行するところでもとても危険な場所であることを、ご自身やまわりのこどもたちへ以下のことをお伝えください。

- ・道路は「遊ぶところ」ではないので、ボール遊びなどは公園等ですること。
- ・車や自転車が通行している場合があるので、家から道路へ飛び出さないこと。

より良い住環境づくりにご協力をお願いいたします。

以上

